

平成 30 年 12 月 5 日
薬事衛生課
課長 松田 豊久
(外線)225-1443
(内線)4160～4162

平成 30 年度ふぐ処理資格者試験の実施について

1 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 2 条に規定する調理師である者
- (2) ふぐ処理施設において、ふぐ処理資格者の立会いの下にその指示を受けて、業として食用のふぐの処理に従事した期間が通算して 2 年以上である者

2 試験の日時

(1) 学科試験

平成 31 年 2 月 7 日（木）午前 10 時 30 分から

(2) 実技試験

平成 31 年 2 月 13 日（水）午前 10 時から

3 試験の場所

(1) 学科試験

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県庁行政庁舎

(2) 実技試験

金沢市北安江 3-2-20

金沢勤労者プラザ

4 出願に関する書類の配布期間

平成 30 年 12 月 5 日（水）から

5 出願に関する書類の受付期間

平成 30 年 12 月 20 日（木）から平成 31 年 1 月 10 日（木）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで（土、日、休日及び平成 30 年 12 月 29 日から平成 31 年 1 月 3 日を除く。）

※ 郵送の場合、平成 31 年 1 月 10 日（木）までの消印があるものを受け付けます。

6 試験要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する方

住所地を管轄する保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する方

石川県健康福祉部薬事衛生課

7 問い合わせ先

石川県健康福祉部薬事衛生課（電話：076-225-1443）